

(一社) 豊橋観光コンベンション協会後援取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊橋市の観光、コンベンション事業の振興を図るため、
(一社) 豊橋観光コンベンション協会以外の者が主たる責任者として企画実施する事業（以下「事業」という。）で後援の申請があった場合、承認基準、申請手続き等について必要な事項を定めることを目的とする。

(承認基準)

第2条 後援は、豊橋市の観光、コンベンション事業の振興に寄与すると会長が認める事業に対して行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、後援を行わないものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 暴力団と関係があるもの
- (3) その他後援等を行うことが不相当と認められるもの

(申請)

第3条 後援を受けようとする者は、事業開催日の14日前までに後援申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。ただし、会長が特別の事由があると認めたときは、この限りではない。

(承認書の交付)

第4条 会長は、前条に規定による申請を認めたときは、後援承認書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(実績報告書)

第5条 後援承認を受けたものは、事業が終了したときは、事業実績報告書（様式第3号）を会長あて速やかに提出しなければならない。

(後援の取り消し)

第6条 後援を行う事業について、第2条2項各号に掲げる事由に該当するに至ったと認められる場合は、後援の承認を取り消すものとする。

附則 平成12年9月1日から施行する

附則 平成17年4月1日から施行する

附則 平成29年6月1日から施行する